

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」 に対する意見の募集について

1 概要

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、厚生労働省において特別児童扶養手当証書（以下「証書」という。）を廃止することとされたことを受け、これに対応する犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯収規則」という。）の改正案について意見公募手続を行うもの。

2 期間

令和6年4月5日から令和6年5月9日まで（35日間）

3 改正案の概要

犯収規則第7条第1号ハにおいて、証書が本人確認書類の一つとして規定されているところ、証書の廃止に伴い、犯収規則の規定からも証書を削除する。

なお、改正後の犯収規則において、証書は同号ホに掲げる書類（※）に該当することとなることから、特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものであれば、改正後も本人確認書類として用いることができる。

（※）官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

4 施行期日

令和6年7月1日（証書の廃止に係る関係法令の施行の日）